

産業財産権制度の

知識と活用方法

第1回 産業財産権制度の概要

寺岡特許事務所
所長 弁理士 寺岡 秀幸
URL
<http://teraoka.Webcrow.jp/>
E-mail
teraoka@seagreen.ocn.ne.jp

事業活動の際には、産業財産権の問題を完全に避けて通ることは困難です。どのような事業分野であつても、少なからず産業財産権に関わりあうことになると思われまふ。この連載によって、事業者の方の産業財産権への関心が少しでも深まることを願っています。

今回は、特許、実用新案、意匠、商標の各制度（産業財産権制度）について簡潔に説明します。なお、この説明は厳密さよりも分かりやすさを優先しています。

産業財産権とは

特許権、実用新案権、意匠権および商標権の4つを「産業財産権」

と言います。この類義語には「知的財産権」や「工業所有権」などがあります。

「知的財産権」には、特許庁を介在せずに発生する著作権や営業秘密などが含まれます。そして「工業所有権」のように「工業」の語を使用すると、農業・鉱業・商業などの、工業以外の産業に関する権利が含まれない印象を生じさせます。また「所有権」は、発明のような無体物ではなく、一般に有体物について用いられています。そのため、特許庁が所管する特許権、実用新案権、意匠権および商標権を的確に指す語として、「産業財産権」が2002年頃から使用されるようになりました。

たとえ話「特許制度を設けている理由」

ある国に住むAさんが有用な発明をしました。その発明をAさんが事業に使い（実施し）、利益を得ることが出来ました。

ある日、Bさんがその発明をAさんから聞き出しました。そして、Bさんから多くの人にAさんの発明が知れ渡り、皆がその発明を実施し始めました。すると、Aさんの利益が減りました。その利益は、自分の発明を独占できたために発生していたのです。

その後、Aさんは別の有用な発明をしました。しかし、Aさんは前回の反省からその発明を秘密にし、自分だけで実施するようになりました。また、Aさん以外の人も、有用な発明を秘密にするようになりました。そして、その国の科学技術の進歩は停滞し、産業は衰退していきました。

このような状況を嘆いたこの国の役人は、この国の産業活動を活発にするために、ある策を考えました。

「まず、国民が秘密にしている発明を公開させよう。しかし、ただ公開させるだけでは発明者がかわいそうだ。そうだ、発明者にその発明の実施を独占させよう。ただし、期間限定だ。その期間が過ぎたら皆が実施できるようにしよう。」

そこで、この国の役人は、発明の公開の代償として期間限定の特許権を与えることにしました。

その結果、国民は発明を秘密にするのをやめて、一定期間の発明の独占による利益を受けるようになりました。また、公開された発明の情報が活発に伝達し、他人の発明に刺激を受けて新たな発明がされるようになり、この国の科学技術レベルは向上し始めました。そして、この国の産業活動が活発に行われるようになりました。

特許制度の概要

①特許制度が設けられた理由

特許制度は、発明を推奨し、産業の発達に寄与するために設けられています。

そして我が国が、特許庁を維持するなどの莫大なコストをかけてまで、特定の者にアイデアの独占

権を与えるような特許制度を設けている理由は、おおよそ右記のとたとえ話で説明できます。

特許制度は、このたとえ話の中の「ある国」が受けたメリットが、特許を管理する組織（日本なら特許庁）を維持するコストや企業の特許出願・特許調査費用のような、「特許制度がなければ生じな

かった支出」よりも大きい、との前提のもとに成り立っています。

②保護対象

特許制度の保護対象は、「発明」です。発明は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されています。具体例は、製品の構造・製造法、化学物質とその製造法、ソフトウェアなどです。

ここで、「自然法則を利用した」とありますので、ゲームのルールなどの人為的な取り決めは発明ではありません。ただし、コンピュータの動作が自然法則を利用していと扱われているため、人為的な取り決めをソフトウェアにしたものは、ソフトウェアの発明になり得る取り扱いになっています。

また、「技術的思想の創作」とあるので、野球における変化球の投げ方などの、技術ではない「技能」や、自然界に存在するもの「発見」は発明とはなりません。

そして、創作は「高度のもの」とありますので、技術レベルの低

いものは発明ではないこととされていますが、実務上はこれを考慮する必要はないと思います。

また、審査段階で求められる発明保護の主な要件は、発明が新しいこと（新規性）、容易に考え付かないこと（進歩性）です。

③主な手続と出願および特許権の取り扱い

特許権を取得するためには、権利範囲を主張する特許請求の範囲と、発明の詳細な説明などを記載して、特許出願をする必要があります。そして、特許出願から1年6カ月経過しますと、特許庁から公開公報が発行され、誰もが出願中の発明内容を知ることができるようになります。

審査を開始させるためには、出願から3年を経過する前に、審査請求手続をします。審査請求手続をせずに出願を放置しておく、出願から3年を経過した時に出願が取下げられたものとみなされ、以後、特許権を取得できなくなります。

また、審査請求手続をしても高い確率で特許庁の審査官から拒絶理由が通知されます。それに対しては、主張する権利範囲を変更する補正をしたり、審査官を説得したりするために意見書で反論することができまます。審査の結果、特許査定されると、特許料の納付条件に特許権を取得できますが、拒絶が確定すれば、特許権を取得できません。

特許料は、最初に少なくとも3年分支払います。その後は毎年、特許権存続の要否を検討して納付するかどうかを決めることができます。納付期限までに特許料を納付しないと特許権が消滅します。特許権は、出願から20年を限度に存続させることができます。また特許権者は、特許請求の範囲の記載に基づいた発明を、他人が事業として実施することを禁止できます。

④権利行使

特許権はあくまでも権利ですので、特許権を侵害している他人に

対して権利を行使するかどうかは、原則として特許権者の自由です。特許権を侵害する者に対する権利行使の方法は、警告して侵害を止めさせ、侵害行為を容認する見返りをもらうなどです。

権利行使については、後述する実用新案制度、意匠制度および商標制度についても基本的には同様です。

実用新案制度の概要

①実用新案制度が設けられた理由
これは、特許制度とほぼ同じです。ただし実用新案制度は、特許制度で保護されにくい小発明を保護して、小発明についての創作意欲を維持する役割と、ライフサイクルの短い技術を保護する役割を担っています。

②保護対象

実用新案制度の保護対象は、「考案」です。考案とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義されており、特許制度にお

ける発明とは「高度のもの」の文言がない点が違います。また、保護対象が物品の形状・構造などに限定されている点も特許制度とは異なっています。

そのため、製品の構造などが保護対象の具体例となり、特許制度の保護対象のうち、製品の製造法などの「方法」や、化学物質、ソフトウェアなどが除外されます。

③ 主な手続と出願および 実用新案権の取り扱い

実用新案権を取得するために、権利範囲を主張する実用新案登録請求の範囲と、考案の詳細な説明などを記載して、実用新案登録出願をする必要があります。

実用新案制度では、新規性などの実体審査を経ずに登録されます。しかし、登録後に新規性などの実体要件を満たさないことを理由として無効審決が確定すれば、実用新案権が消滅します。そして、登録料は出願と同時に少なくとも3年分納付します。

実用新案権は、出願から10年を

限度に存続させることができず。また、実用新案権者は実用新案登録請求の範囲に基づいた考案を、他人が事業として実施することを禁止できます。

④ 権利行使の際の注意点

実用新案権は、新規性などの実体審査を経ないで発生するため、権利の濫用的な行使がされるおそれがあります。そのため、侵害者に対して権利を行使する際には、他の産業財産権の場合と異なり、権利の有効性について相当の注意を要します。その相当の注意なしに権利を行使した後に、権利が無効審判により消滅すれば、権利者は損害賠償を請求されることがあります。

意匠制度の概要

① 意匠制度が設けられた理由

意匠制度は、意匠（デザイン）の創作の奨励と、産業の発達への寄与のために設けられています。意匠制度は、美感の面からアイデ

アを把握し、保護します。

優れた意匠を商品に応用することによって需要が増加し、産業の興隆が実現される場合があると言われています。

また、優れた意匠が同時に技術的に優れている場合もあり、技術の進歩ひいては産業の発達が意匠そのものによって直接に実現される場合もあると言われています。

② 保護対象

意匠制度の保護対象は、「意匠」です。意匠は、「物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」と定義されています。この「美感」は、美術品のように高尚な美ではなく、何らかの美感を起すもので足りるとされています。また、「物品」を伴わないウェブデザインなどは意匠ではありません。

審査段階で求められる意匠保護の主な要件は、意匠が新しいこと（新規性がある）、創作が容易でないことです。

③ 主な手続と出願および 意匠権の取り扱い

意匠権を取得するためには、物品の名称などを記載し、物品の図面を添付して意匠登録出願をする必要があります。

意匠登録出願をすると、実体審査が開始されます。すると、審査官から拒絶理由が通知される場合があります。それに対しては、補正をしたり、審査官を説得したりするために意見書で反論することができます。

審査の結果、登録査定されると、登録料納付を条件に意匠権を取得できますが、拒絶が確定すれば、意匠権を取得できなくなります。登録料は、最初に少なくとも1年分支払います。その後は毎年意匠権存続の要否を検討して、納付するかどうかを決めることができます。納付期限までに登録料を納付しないと、意匠権が消滅します。意匠権は、登録から20年を限度に存続させることができます。また意匠権者は、登録された意匠と似たような範囲の意匠を他人が事

業として実施することを禁止できません。

商標制度の概要

① 商標制度が設けられた理由

商標制度は、商標の使用者の業務上の信用の維持を図り、産業の発達に寄与し、需要者の利益を保護するために設けられています。

商品が市場に投入した当初は、その商品に使用される新たな商標には価値がほとんどありません。しかし商標を使用して商品の販売を継続すると、需要者は、商標がその商品の品質や信用を象徴していると感ずるようになります。こうなれば、事業者の信用が商標に蓄積されているので商標に価値が生じます。すると需要者は、無意識に商標を手がかりとして安心して商品を買おうようになります。

このような価値ある商標を他人が勝手に使用し、信用の横取りができるとなれば、本来的な商標使用者が損をするだけでなく、ニセ物商品を買ってしまう需要者も損

をします。また、市場での商品の取引秩序が乱れてしまいます。

そこで、商標制度が設けられ、事業者に対し商標の独占的な使用を保障でき、他人による紛らわしい商標の使用を禁止できるようにしています。

以上は商品の取引を例に述べましたが、サービスの取引についても同様です。

② 保護対象

商標制度の保護対象は、「商標」です。商標制度は、特許制度や意匠制度のように創作を保護しません。商標は、文字、図形、記号などのマークであって、事業者が商品またはサービスについて使用するものです。

「商品またはサービスについて使用するもの」とありますように、商標はマークのみでは成立せず、特定の商品やサービスとの関係で成立します。

ここで、商標には事業者の信用が蓄積されることから、商標制度が本質的に保護するのは、特定の

商品などについて使用するマークそのものでなく、事業者の信用だと考えられています。

審査段階で求められる主な商標保護の要件は、他人の既存の商標と紛らわしくないことや、識別標識として適切なことなどです。例えば「100円」などの、誰かに使用を独占されては困るような商標は、識別標識として適切でないこととされます。

また、発明とは異なり、保護の要件としてマークなどに新しさが求められることはありません。

③ 主な手続と出願および商標権の取り扱い

商標権を取得するためには、保護を求めるマークを記載し、保護を求める商品やサービスを指定した商標登録出願をする必要があります。すると、実体審査が開始されます。

審査官から拒絶理由が通知されることがあります。それに対しては、補正をしたり、審査官を説得したりするために意見書で反論す

ることができます。

審査の結果、登録査定されると、登録料納付を条件に商標権を取得できますが、拒絶が確定すれば、商標権を取得できません。

登録料は、10年分支払います。その後は更新を繰り返すことで、永久に商標権を維持させることもできます。その更新をしないと商標権が消滅します。なお、登録料と更新の料金は、10年単位ではなく、5年単位で納付することもできます。

また商標権者は、登録された商標と紛らわしい範囲での、他人の商標の使用を禁止できます。この「紛らわしい範囲」は、マークと、指定商品・サービスの双方が紛らわしいとされる範囲です。

次回予告

今回は、「産業財産権制度の実務に役立つ知識と活用法」について、筆者が実際にお客様に伝えたいと感じたことを中心に分かりやすく説明します。